

報告第五号

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について  
右を報告する。

平成二十一年三月十一日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成十九年第二回杉並区議会定例会において議案第五十一号  
により議決を得た「杉並区立荻窪小学校移転改築建築工事」

二 金額の変更  
議決を得た契約金額 金十七億千五百万円  
変更後の契約金額 金十七億三千九百十六万四千三百五十円  
契約金額の増額 金二千七百六十六万四千三百五十円増

三 変更理由

児童数増に対応するための、管理諸室を普通教室へ変更する等の設計変更、及び工事着手後の特定資材の価格高騰により、契約変更の必要が生じたため。

四 専決処分年月日

平成二十一年三月十日